

## 【拡充】令和6年度就学援助費事業のご案内

角田市では、市内に在住する小・中学生のお子さんが平等に勉学に励めるよう、経済的に困りの保護者の方のために、学校で必要となる学用品費等の費用の一部を市が援助する「就学援助」事業を実施しております。希望の保護者の皆さまには、学年末（2～3月頃）の期間において、すでに申請をいただいております。現在その審査結果をお待ちいただいているところです。（審査結果は6月下旬にお知らせします。）

令和6年度より支給となる世帯の所得要件（認定基準額）を緩和しました。従来の基準では所得超過で支給対象外だった方も対象となる場合があります。今回、追加で申請の受付を行いますので、本案内をお読みいただき、ご希望の方は市教育総務課まで申請をお願いいたします。

①すでに令和6年度就学援助費の申請をいただいている保護者の方は、再度の申請は必要ありません。今回は、新たに希望される方向けのお知らせです。

### 支給の対象となる世帯

次のいずれか一つに該当する方が支給対象となります。

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 前年度（または当該年度）に生活保護が停止または廃止された世帯
- ③ 経済的な理由により、学用品費等の学校への支払いが困難なご家庭
- ④ 東日本大震災における災害により、就学が困難になった者で次のいずれかに該当する場合  
ア. 住宅が全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をしたもの。  
イ. 主たる生計維持者が死亡、あるいは行方不明であるもの。  
ウ. 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止したものの。  
エ. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないもの。  
オ. 福島第一原発の事故に伴い警戒区域・計画的避難区域等の対象となっているもの。

※③・④に該当する方は、令和5年1月～12月の世帯収入額により判定します。

判定基準を緩和

### 申請方法

追加の申請受付期間：令和6年5月8日（水）～5月22日（水）

①受付期間内に申請のあった方は、令和6年4月1日からの認定として取扱います。教育総務課窓口にて「令和6年度就学援助費受給申請書」及び添付書類を提出してください。申請書用紙は課窓口で配布のほか市ホームページにも掲載しております。

### 支給額・支給日・支給方法

審査結果は、認否にかかわらず申請者全員に通知します。

- 審査結果：令和6年6月下旬
- 支給予定日：第1期（令和6年7月下旬）  
第2期（12月下旬）  
第3期（令和7年3月）
- 支給方法：保護者口座または学校長口座へ振込

① 拡充① 援助費支給認定標準額（参考目安）

| 世帯<br>人数 | 【旧】<br>収入 | 【新】<br>収入 |         |         |     |     |     |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|-----|-----|-----|
| 2人       | 約240万円    | 約280万円    | 母20～40歳 | 小学生     |     |     |     |
| 3人       | 約330万円    | 約350万円    | 父20～40歳 | 母20～40歳 | 小学生 |     |     |
| 4人       | 約430万円    | 約460万円    | 父20～40歳 | 母20～40歳 | 中学生 | 小学生 |     |
| 5人       | 約510万円    | 約530万円    | 父20～40歳 | 母20～40歳 | 中学生 | 小学生 | 3歳児 |

- ・収入は同じ世帯にいる全員の合計額で、給与収入・事業所得・恩給・年金・その他公の給付（児童扶養手当等）等を含みます。
- ・収入額については、源泉徴収票の「支払金額」や確定申告書控等を参考にしてください。
- ・農業収入・事業収入等については、所得額により判定します。
- ・表の収入額は目安であり、世帯の年齢構成やその他所得状況等により目安金額以下の場合でも、審査の結果、認定とならないことがあります。また、令和5年分の収入をもとに計算しますので、税の申告がお済みでない等で所得不明な場合は審査を行うことができません。

就学援助費支給予定額

| 支給費目        | 支給予定額   |         | 備 考                     |
|-------------|---------|---------|-------------------------|
|             | 小学校     | 中学校     |                         |
| 学用品費        | 11,630円 | 22,730円 |                         |
| 新入学児童生徒学用品費 | 57,060円 | 63,000円 | 小1・中1                   |
| 通学用品費       | 2,270円  | 2,270円  | 小2～6、中2・3               |
| 校外活動費（宿泊無）  | 1,600円  | 2,310円  | 左記限度額内で実費を支給            |
| 校外活動費（宿泊有）  | 3,690円  | 6,210円  | 左記限度額内で実費を支給            |
| 修学旅行費       | 22,690円 | 60,910円 | 左記限度額内で実費を支給            |
| 医療費         | 実費      | 実費      | 学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病に限る |

- ・支給費目、支給予定額が変更となる場合があります。
- ・校外活動費、修学旅行費は認定日以後に実際に参加した場合に支給対象となります。
- ・新入学児童生徒学用品費は小学1年・中学1年のお子さんがある場合、支給対象となりますが、入学前に「入学準備費」の支給を受けた方には支給しません。
- ・学校給食費については、角田市にお住まいの方は無償となりましたので、就学援助費からの支給はありません。

＝ご不明な点はこちらまでお問合せください＝

■申請窓口・お問合せ先

角田市教育委員会教育総務課 〒981-1592 角田市角田字大坊 41 番地

Tel:0224-63-0130 Fax:0224-63-4884 E-Mail:kyoui@city.kakuda.lg.jp